

労働者派遣個別契約書

派遣先、松阪市(以下、「甲」という。)と派遣元、〇〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、下記の条件により労働者派遣契約を締結する。

派遣条件	業務内容	別添「英語コミュニケーション力向上推進事業に係る外国語指導助手(ALT)派遣業務公募型プロポーザル仕様書」の「4 業務内容」に記載のとおり	派遣期間	別紙記載
			就業時間	別紙記載
			派遣人数	別紙記載
			休憩時間	別紙記載
			時間外労働	別紙記載
			休日勤務	別紙記載
			その他	
	責任の程度	外国語指導助手(役職なし、部下なし)		
	安全・衛生	甲及び乙は、労働者派遣法第 44 条から第 47 条の 4 までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。		
	福利厚生	甲は、乙の派遣労働者に対して、甲の労働者に利用の機会を与える給食施設、休憩室及び更衣室について同様に利用の機会を与える。また、甲の労働者が通常利用しているその他の施設及び設備(診療所、ロッカー等)について、乙の派遣労働者が利用できるよう便宜を図るものとする。		
派遣条件	苦情処理に関する処置および連絡	苦情については、甲乙が連絡を密接におこない、適切かつ迅速に処理をする。 (1)甲における苦情担当責任者欄に記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 (2)乙における苦情担当責任者欄に記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 (3)甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつその解決を図ることとする。		
	労働者派遣契約の解除の措置	(1)労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 甲は、専ら甲に起因する事由により、本派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。 (2)就業機会の確保 甲及び乙は、本派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない本派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連事務所での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3)損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由より本派遣契約の期間が満了する前に本派遣契約の解除を行おうとする場合で、上記(2)の対応が出来ない時には、少なくとも乙に生じた、乙の派遣労働者に対して支払う休業手当、解雇予告手当等の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。 また、甲乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲乙それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4)労働者派遣の解除の理由の明示 甲は、本派遣契約の契約期間が満了する前に本派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があった時は、本派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。		
	甲が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	甲は、派遣期間の途中で乙の派遣労働者を雇用してはならない。 本派遣契約の契約期間終了後、甲が乙の派遣労働者を雇用する場合、甲はその雇用意思を事前に乙に示すものとする。なお当該雇用は職業紹介によるものとし、甲は乙に対し別途定める規定に基づき手数料を支払うものとする。		
	派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定はしない。		
	派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	協定対象派遣労働者に限定する。		

派遣先	事業所名称	松阪市教育委員会	部署	学校支援課
	事業所所在地	〒515-8515 三重県松阪市殿町 1315 番地3 TEL:0598-53-4334		
	就業場所	別紙記載		
	組織単位	別紙記載		
	指導命令者	別紙記載		
	派遣先責任者	別紙記載		
	苦情担当責任者	別紙記載		

派遣元	事業所名称		許可番号	
	事業所所在地			
	派遣元責任者 (役職・氏名・連絡先)			
	苦情担当責任者 (部署、役職、氏名、連絡先)			

請求	請求先	松阪市	部署	学校支援課
		〒515-8515 三重県松阪市殿町 1315 番地3 TEL:0598-53-4334		
	請求額	別紙記載		
	計算単位	別紙記載		
	支払条件	別紙記載		

令和 年 月 日

甲： 三重県松阪市殿町 1315 番地 1
松阪市
松阪市長 竹上 真人 印

乙： ○○○○○
○○○○○
○○○○○ ○○○○○ 印

